

# 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	確定拠出年金の運用方法の除外規定の整備	<b>担当部署名</b>	年金局企業年金国民年金基金課	<b>作成責任者名</b>	企業年金国民年金基金課長 内山博之	<b>評価実施時期</b>	平成27年4月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案第26条						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>【現状及び問題点】</p> <p>○現行においては、運用関連業務を行う運営管理機関（以下「運用関連運営管理機関」という。）が提示している特定の運用商品を除外しようとするときには、当該商品を選択している者全員の同意を取らなければならないこととされており、加入者（現役の従業員）だけでなく、運用指図者（既に当該企業を離れ企業型確定拠出年金（企業型DC）の運用の指図のみを行っている者）からも同意を取得する必要がある。</p> <p>○ところが、除外対象となる運用商品を選択している者についての情報は記録関連業務を行う運営管理機関（以下「記録関連運営管理機関」という。）が保持しており、当該情報を持たない運用関連運営管理機関は個人情報保護との関係から当該除外商品を選択している者の氏名や住所をくまなく把握することが困難な状況にある。</p> <p>○こうした事情から、実質的には除外対象となる運用商品を選択している者全員の同意を取得することは事実上困難であり、運用商品を除外することが極めて難しい状況となっている。</p> <p>【規制の見直しの目的・内容】</p> <p>○運用商品については、時代とともに運用手法等が陳腐化することや、加入者の利便性等を考慮して運用方法のラインナップを変更する必要があること、また、前述した運用方法に係る上限規制を満たす必要があることから、社会保障審議会企業年金部会において、より実効性のある商品除外規定の整備が必要であると報告されたところ。</p> <p>○こうした点を踏まえ、加入者等が運用商品の選択を行うに際し、運用対象商品の除外手続について事前に運営管理機関による情報提供を義務付けた上で、除外の対象となる運用対象商品を運用している者の3分の2以上の同意で商品除外を実施できることとする。</p> <p>【規制の見直しの必要性】</p> <p>○提示する運用方法の数が多すぎると、加入者の選択行動が制限されてしまう（＝逆に選べなくなってしまう）という問題や、収益やリスク等の観点から陳腐化した商品が残残り、加入者に対し選択肢として提示され続けてしまう問題を踏まえ、加入者の運用環境の改善のため、本規制の見直しが必要である。</p>						
<b>想定される代替案</b>	運用対象商品の除外手続について事前に運営管理機関による情報提供を義務付けるもの、加入者の過半数で組織する労働組合等の同意により商品を除外できることとする。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
1 遵守費用	除外商品を選択している者に対する情報提供を行う際に事業主に費用が生じる。	除外商品を選択している者に対する情報提供を行う際に事業主に費用が生じる。労働組合等において同意を取得する費用が生じる。					
2 行政費用	行政費用は発生しないものと考えられる。	行政費用は発生しないものと考えられる。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。					
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
	除外の対象となる運用対象商品を運用している者の3分の2の同意で実質的に商品除外が可能となることから、加入者の運営環境が改善され、将来的な加入者の老後所得の充実に図られる。	労働組合等の同意により商品除外が容易となることから、加入者の運営環境が改善され、将来的な加入者の老後所得の充実に図られる。					
<b>政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）</b>	改正案及び代替案のいずれにおいても、遵守費用が生じる点及び実効的な商品除外規定を整備する便益は同じであるが、代替案のように労働組合等の同意より商品を除外できると、実際に除外対象商品により運用している加入者等の意思が反映されないまま商品除外が行われてしまう可能性があるため、加入者の権利の保護という観点からすれば、除外商品において運用する者から同意をとる改正案の方が適切であると考えられる。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（2015年1月16日）において、以下の通り報告されている。 ○また、運用提供商品数を厳選し商品数を一定の範囲内に抑えるだけでなく、加入者にメリットのある商品を提供しやすくするためには、より実効性のある商品除外規定の整備が必要である。現行の商品選択者全員の同意を得る必要がある規定については、事実上商品除外は極めて困難な規定であることから、これまでの商品除外規定に係る議論を踏まえつつ、より実効性のある商品除外規定の内容を措置するべきである。						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。						